

## 施工条件明示書

### 1 工程関係

- (1) 本工事における施工時間帯は、昼間（8：00～17：00）を見込んでいるが、関係者との協議・調整等により、時間帯が変更になった場合には、別途協議すること。
- (2) 施工順序については、P37、P36の順に施工すること。
- (3) 足場設置に伴う関係者の代替駐車場については、広島高速道路公社宇品営業所横（広島高速3号線高架下（G14橋P41－P42間）を見込んでいる。詳細については、監督職員及び関係者と協議すること（関係者とは事前協議済み）。

### 2 現場塗装工

- (1) 既設塗膜について
  - ア 既設塗膜（新設時）については以下のとおりである（塗装記録表等から抜粋）。

橋脚名	P36、P37
塗装年月	平成7年12月
塗装系	C-1
塗装色	【S4-383】（5Y8.4/0.5）※
防食下地	無機ジンクリッチペイント
下塗り	エポキシ樹脂塗料
中塗り	ポリウレタン樹脂塗料用
上塗り	ポリウレタン樹脂塗料

※【 】は日本塗料工業会による色票番号、（ ）はマンセル値による色彩表示  
 イ 上記のほか、平成10年度に橋脚耐震補強工事を実施しており、耐震連結装置やマンホールを設置しているが、塗装仕様は不明である。

- (2) 塗替塗装系について

橋脚ごとに、全体設計数量の約2割がRc-II、約8割がRc-IVに相当するものとして積算しているが、事前の塗膜調査結果を基に、適用素地調整種別と塗替塗装系について監督職員と協議すること。協議の結果、素地調整種別、塗替塗装系及び数量に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

- (3) 塗装色について

ア 既設橋脚の色に塗り替えることとして積算しているが、事前に監督職員と協議のうえ、塗装色を決定すること。協議により積算条件が変更となる場合は、設計変更の対象とする。  
 イ 既設橋脚の色から変更する場合は、「広島港色彩計画」に基づき、広島県広島港湾振興事務所長に対し、事前協議を行わなければならない。詳細については、監督職員と協議すること。

### 3 技術管理費

土木工事共通仕様書（令和4年8月）広島版「10-14-17-3 橋梁塗装工 6. 鉛等有害物」に基づき、工事着手前に既設塗装について、鉛等有害物が含まれていないか試験を行い、試験結果を監督職員に提出すること。

### 4 他工事等との調整について

他工事との調整が必要となる工事は以下のとおりである。  
 広島高速3号線では、本工事期間中に下表に示す工事を予定しており、関係者と十分協議

のうえで、相互協力して工事を円滑に施工しなければならない。

工事等	発注者	工事内容
○広島高速道路維持修繕工事 ・工期：～令和5年3月31日【既契約工事】	広島高速道路公社	維持修繕作業全般、雪氷作業等
○広島高速道路維持修繕工事（仮称） ・工期：令和5年4月1日～令和8年3月31日（予定）【契約予定工事】		

## 5 積算関係

### (1) 適用積算基準書等

- ア 土木工事標準積算基準書【広島高速道路公社 令和4年8月】
- イ 土木工事標準積算基準書（共通編）【広島県 令和4年8月】
- ウ 土木工事標準積算基準書（河川・道路編）【広島県 令和4年8月】
- エ 土木工事標準積算基準書（参考資料編）【広島県 令和4年8月】
- オ 橋梁架設工事の積算（令和4年度版）【一般社団法人 日本建設機械施工協会】

## 6 安全対策関係

(1) 工事の実施にあたっては、関係者、一般交通及び沿道住民に迷惑をかけないように十分配慮すること。また、交通規制の実施にあたっては、広島高速道路公社制定「保安施設設置基準」に基づき実施すること。ただし、関係機関との協議等によりこれにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 交通誘導警備員は、交通誘導警備員B（足場設置撤去時：2名／日、塗替塗装時：1名／日）の配置を見込んでおり、以下のとおり計上している。なお、交通誘導員の配置場所等は、監督職員と事前に協議すること。

ア P36

交通誘導警備員B（昼間、交替要員なし） 延べ人数：68人

イ P37

交通誘導警備員B（昼間、交替要員なし） 延べ人数：66人